2020(令和 2)年度事業計画書(案)

2020(令和 2)年 1 月 1 日から 2020(令和 2)年 12 月 31 日まで

認定特定非営利活動法人　名古屋ろう国際センター

1　事業実施の方針

特定非営利活動法人名古屋ろう国際センターは、日本国内外の聴覚障害者(児)及び広く一般の人々に対して、聴覚障害者(児)支援に関する人材育成や情報提供、国際交流支援に関する事業を行い、聴覚障害者(児)の日常生活や就労などに係る問題の改善や解決を図ることにより、聴覚障害者(児)及び社会全体の福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。

2　事業の実施に関する事項

（1）　特定非営利活動に係る事業

Ⅰ教室運営事業

(1) 日本語講座

（ア）事業内容

日本在住の外国人聴覚障害者、日本人聴覚障害者を対象に日本語講座を開講。日本語能力検定 N5・N4・N3・N2・N1 の獲得を目指し、自立生活・就労につながるよう支援する。

（イ）　実施予定日時

2020 年 1 月から随時

（ウ）実施予定場所

本法人事務所

（エ）従事者の予定人数

日本語教師 2 名（うち 1 名は外部教師）

（オ）受益対象者の範囲及び予定人数

聴覚障害者 6 名

(2)日本手話講座

（ア）　事業内容

入門コースから通訳者コースまで個々のレベルに応じた手話講座を開講。日本手話の習得、聴覚障害者の理解を図る。

（イ）　実施予定日時

2020 年 1 月から随時

（ウ） 実施予定場所

本法人事務所

（エ） 従事者の予定人数

手話講師　2 名

（オ） 受益対象者の範囲及び予定人数

一般市民　全コース（半期）合計 20 名（述べ 40 名）

⑶ろう児保護者の手話教室

（ア）事業内容

ろう児の保護者の手話教室を少人数で開催する。家庭でもろう児と手話を使って会話ができるようにし、ろう児が手話に触れる機会を増やす。

（イ） 実施要諦日時

2020 年 1 月から随時

（ウ）実施予定場所

パレット

（エ）従事者の予定人数

手話講師　2 名

（オ） 受益者の対象及び予定人数

ろう児保護者　15 名

Ⅱ生活支援・派遣事業

⑴聴覚障害者に対する通訳、翻訳事業

（ア） 事業内容

聴覚障害者の電話・FAX の代行、役所・金融機関・病院・学校からの文書の翻訳・通訳などを行う。

日本在住の外国聴覚障害者に対しに入国管理事務所同行・通訳などを行う。

（イ） 実施予定日時

2020 年 1 月から随時

（ウ） 実施予定場所

本法人事務所・依頼先

（エ） 従事者の予定人数

手話通訳者 2 名

（オ） 受益対象者の範囲

聴覚障害者

⑵生活支援事業

（ア） 事業内容

重複障害者・聴覚障害者を子・親に持つ聴者の相談。

（イ） 実施予定日時

2020 年 1 月から随時

（ウ） 実施予定場所

本法人事務所・支援先宅

（エ） 従事者の予定人数

職員 2 名

（オ） 受益対象者の範囲

重複障害者とその家族

⑶手話通訳者派遣

（ア）事業内容

学校・各団体・職場等に手話通訳者を派遣する。

（イ） 実施予定日時

2020 年 1 月から随時

（ウ）実施予定場所

依頼先

（エ）従事者の予定人数

手話通訳者　2 名

（オ）受益対象者の範囲

一般市民・聴覚障害者

Ⅲ聴覚障害に関する出版、情報提供、情報機器開発提供事業

（ア） 事業内容

ホームページ、facebook による情報発信。

（イ） 実施予定日時

2020 年 1 月から随時

（ウ） 実施予定場所

本法人事務所

（エ） 従事者の予定人数

職員 2 名

（オ） 受益対象者の範囲

一般市民

Ⅳ児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(1) 児童発達支援・放課後等デイサービス「パレット」

（ア） 事業内容

主に聴覚障害児を対象とした児童発達支援･放課後等デイサービスで学習支援等を行う。

（イ） 実施予定日時

2020 年 1 月から随時

（ウ） 実施予定場所

パレット

（エ） 従事者の予定人数

児童発達支援管理責任者兼管理者　1 名

児童指導員 8 名

保育士　3 名

その他従業員　3 名

（オ） 受益対象者の範囲及び予定人数

障害児　1 日定員 10 名